

意見書（医師記入）

アソカーサリー 園長殿

園児名 _____

病名 _____

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、

_____ 月 _____ 日 から登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____

保育園は、園児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については意見書の提出をお願いします。感染力のある期間を考慮し、子どもの健康回復状態が幼稚園での集団生活可能な状態となってからの登園になるようご留意ください。

医師記入による意見書が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過すること
風しん	発しんが消失すること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化すること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になること
結核	医師により感染の恐れがないと認められること
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日を経過すること
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失すること
百日咳	特有の咳が消失したこと。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了すること
腸管出血性大腸菌感染症 O157、O026、O111等	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること

※インフルエンザは別様式となります。